

ショルダー・ヒップバッグ兼用鞆事件：東京地裁平 16(ワ)9869 平成 18 年 4 月 26 日民 29
判決
(棄却)

〔キーワード〕

商品形態の模倣，デッドコピー，独自開発性

〔事 実〕

1. 本件は、別紙原告商品目録記載の鞆（以下「原告商品」という。）を販売していた原告（株式会社トリオ）が、別紙被告商品目録記載の鞆（以下「被告商品」という。）を販売していた被告株式会社アミューズ（以下「被告アミューズ」という。）及び被告商品を輸入していた被告ティーアイジー株式会社（以下「被告ティーアイジー」という。）に対し、被告商品は原告商品の形態を模倣したものであり、被告らの行為は不正競争防止法 2 条 1 項 3 号の不正競争に該当するとして、同号及び同法 4 条に基づき、不正競争による損害（遅延損害金を含む。）の賠償を求めた事案である。

2. 原告は、スーツケース、メイクボックス、ファイバートランク等の鞆の販売等を業とする株式会社であり、平成 14 年 6 月から原告商品の販売を開始した。

被告アミューズは、アミューズメント関連他社へのゲームセンター景品の販売、ぬいぐるみ等ゲームセンター景品の企画・開発、ゲーム機器用・イベント関連用景品の企画・開発・製造・販売、アミューズメント施設の運営・管理等を業とする株式会社である。

被告ティーアイジーは、皮革製品の輸出入等を業とする株式会社である。

被告ティーアイジーは、「中国」で製造された被告商品を、平成 15 年 4 月 15 日までに 60 個、同月 21 日ころ 5700 個同年 5 月 6 日ころ 300 個それぞれ輸入した（甲 8 の 4, 10, 弁論の全趣旨）。

また、被告ティーアイジーは、被告アミューズに対し、被告製品を、平成 15 年 4 月 15 日に 60 個、同年 5 月 12 日に 6000 個、それぞれ販売した（甲 6 の 3, 9）。

被告アミューズは、平成 15 年 5 月から同年 10 月までの間、被告商品を 6060 個販売した（甲 6 の 1・2）。

3. 本件の争点は次の 2 点であった。

- (1) 不正競争防止法 2 条 1 項 3 号該当性
- (2) 損害の発生の有無及びその額

〔判 断〕

1 争点（1）（不正競争防止法2条1項3号該当性）について

被告らは、原告において、自ら費用、労力を投下して、原告商品を開発して市場に置いたとはいえず、原告は、不正競争防止法4条に基づく損害賠償を請求することはできない旨主張するので、まず、この点について検討する。

（1）不正競争防止法2条1項3号の趣旨

不正競争防止法2条1項3号が、他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡する等の行為を不正競争とした趣旨は、次のとおりである。

すなわち、他人が資金・労力を投下して開発・商品化した成果に対して、その模倣が行われた場合には、模倣者が商品化のためのコストやリスクを大幅に軽減することができる一方で、先行者の市場先行のメリットは著しく減少することとなるから、模倣者と先行者との間に、競争上著しい不公正が生じるとともに、個性的な商品開発や市場開拓への意欲が阻害されることになる。そこで、不正競争防止法2条1項3号は、他人が資金・労力を投下して開発・商品化した商品の形態につき、他に選択肢があるにもかかわらずことさらにこれを模倣し、自らの商品として市場に置くことを、競争上不正な行為として位置付け、先行者の開発利益を模倣者から保護することとしたものである。

そうすると、不正競争防止法2条1項3号の不正競争につき、差止め又は損害賠償を請求することができる者は、模倣されたと主張する形態に係る商品を自ら開発・商品化して市場に置いた者に限られるものと解すべきである。

（2）事実認定

証拠（甲15ないし34、57ないし59、丙1、3ないし10、検甲1、検丙1）、弁論の全趣旨及び上記前提となる事実によれば、次の各事実が認められる。

ア 溧陽社商品の開発及び販売

溧陽社は、平成11年5月、溧陽社商品の開発を開始し、同年10月、1回目の製作を行った（丙1）。

溧陽社は、平成12年1月7日、溧陽社商品の見本品要求書（丙7）を作成し、深圳社に対し、量産見本の製作を依頼した。深圳社は、同月10日、見本品製造要求書（丙8）を作成し、溧陽社商品の量産見本の製造を開始した。上記見本品要求書及び上記見本品製造要求書は、鞆の細かい部分ごとに、その材質及び色を定め、前面ポケット部分については、各部分ごとの寸法を含む詳細な図面を示したものであった（丙7、8、弁論の全趣旨）。

溧陽社は、深圳社との間で、平成12年2月23日、溧陽社商品2万0016個の製造を深圳社に委託する旨の契約を締結した。同契約においては、製造

委託の単価は32,500円、総額は65万0520円とされ、納期は同年3月25日とされていた（丙4, 8）。

溧陽社は、米国のドニー社との間で、平成12年2月下旬、溧陽社商品2万0016個をドニー社に販売する旨の売買契約を締結した。同契約においては、売買単価は4,350米ドル、売買代金総額は8万7069,600米ドルとされ、船積時期は遅くとも同年3月30日、積出港は上海港、揚港はニューヨークとされていた（丙3）。

深圳社は、平成12年2月25日、溧陽社商品20016個の製造について、生地、ファスナー等の材料及びその数量を示した「生産任務表」と題する書面、製造工程を順番に示した「工程表」と題する書面、裁断、縫製及び包装の詳細を示した「製品技術表」と題する書面並びに製品の製造後の検査方法及び管理方法を示した検査包装表と題する書面を作成し同月26日、材料、裁断、縫製及び包装に関する品質の基準、誤差の許容範囲並びに注意事項を記載した「品質標準」と題する書面並びに細部の縫製に関する拡大図を作成して、製造を開始した（丙8）。

溧陽社は、平成12年3月、溧陽社商品の米国への輸出を開始するとともに、中国国内における販売も開始した（丙1, 5, 6）。

溧陽社は、平成12年4月、第87回中国輸出商品交易会に出展し、溧陽社商品を展示した（丙9, 10）。

イ 原告商品の開発の経緯（甲15ないし34, 57ないし59, 弁論の全趣旨）

原告は、平成11年から、中国では最大手の鞆の製造販売業者であるクラウン社との商品の共同開発を始め、原告及びクラウン社は、同年、スーツケースを共同で開発した。

原告及びクラウン社は平成14年1月ころから同年6月ころにかけて原告商品を共同で開発した。

ウ 溧陽社商品と原告商品との対比（検甲1, 検丙1, 弁論の全趣旨）

溧陽社商品の形態は、別紙溧陽社商品目録記載のとおりであり、原告商品の形態は、別紙原告商品目録記載のとおりである。

溧陽社商品と原告商品とを対比すると、原告商品の基本的形態として原告が主張する別紙原告商品目録記載3（1）の形態において、前面ポケットを閉蓋する上布が、溧陽社商品はメッシュ布であるのに対し、原告商品はテント状布である点で異なる以外は、全く同一である。そして、原告商品の細部形態として原告が主張する別紙原告商品目録記載3（2）の形態において、次の点を除き、同一である。

（ア）別紙原告商品目録記載3（2）アの形態において、前面ポケットに並設

される縦方向凸条が、溧陽社商品は、ポケット前面下方から上方付近まで2本並設されているのに対し、原告商品は、ポケット前面下方から中央付近まで5本並設されている点

(イ) 別紙原告商品目録記載3(2)イ及びエの形態において、前面ポケットの上部布が、溧陽社商品はメッシュ布であるのに対し、原告商品はテント状布である点(上記基本的形態の相違点と同一である。)

(ウ) 別紙原告商品目録記載3(2)ウの形態において、前面ポケットの二段丸鉤が、溧陽社商品は各前面ポケットの正面中央付近、両側上方付近及び両側下方付近の5箇所には設けられているのに対し、原告商品は各前面ポケットの正面中央付近、外側上方付近及び外側下方付近の3箇所には設けられている点

(エ) ウエスト固定ベルトの雌雄型連結具(バックル)が、溧陽社商品は略長方形の両長側部を内側に押すことによって脱着することができる形状の雌雄型連結具であるのに対し、原告商品は雌体及び雄体がいずれも略三角形であり、雄体の該三角形の中央円形部を下方に押すことによって脱着することができる形状の雌雄型連結具である点

(オ) 原告商品のウエスト固定ベルトには、三角布とDカンとの間にベルトを固定するピンが左右各1個あるのに対し、溧陽社商品にはない点

(カ) 溧陽社商品の本体背面のファスナー開口式の収納ポケットの内側下部には底があるのに対し、原告商品には底がない点

(キ) 肩掛けベルトと本体の両側部とが、溧陽社商品はDカン及びナスカンで接続されているのに対し、原告商品は雌雄型連結具で接続されている点

(ク) ファスナー用スライダー引手部分が、溧陽社商品は黒色で、固くて薄く、ファスナーから最も遠い部分の中央には穴が開いているのに対し原告商品は黒色の柔らかい樹脂製で、やや厚みがあり、ファスナーから最も遠い部分は穴が開いておらず「BM」という文字が形取られている点

(ケ) 原告商品には、本体の片側の側辺に、カラビナを介して携帯電話ホルダーが連結されているのに対し、溧陽社商品には携帯電話ホルダーがない点

(3) 事実認定に関する原告の主張について

原告は、上記認定に反し、被告ティーアイジーが溧陽社商品が販売されていたことを示す書証として提出した溧陽社作成の回答書(丙1)、販売確認書(丙3)、証明書(丙5)、領収証控え(丙6の1ないし5)、見本品要求書(丙7)、本件写真(丙9)及びR陳述書(丙11)は、いずれも信用性がなく、溧陽社商品は原告商品の販売開始後に開発された原告の模倣品である等と主張し、Q作成の陳述書(甲57)、同人作成の写真撮影報告書(甲47)及びクラウン社作成の報告書(甲58、59)にもこれに沿う記載があるので、以下検討する。

ア 溧陽社作成の回答書（丙 1）、販売確認書（丙 3）及び証明書（丙 5）に署名がないとの指摘について

原告は、溧陽社作成の回答書（丙 1）、販売確認書（丙 3）及び証明書（丙 5）には会社の記名しかなく、代表者や担当者の署名がないことを指摘し、中国においても、記名の上に押印者の自署がされるのが常識であると主張するが、そのような常識が存する旨を認めるに足りる証拠は何ら提出されていないし、同様に会社の記名のみが表示されている他の証拠（丙 4、6 ないし 10）に照らしても、当該書面に当該代表者等の署名がないことをもって、丙 1、3 及び 5 の信用性がないということはできない。

また、原告は、署名がない販売確認書（丙 3）の体裁では輸出に必要な手続を行うことはできないと主張するが、その事実を認めるに足りる証拠もない。

イ 販売確認書（丙 3）について

(ア) 原告は、販売確認書（丙 3）の「買主」欄に記載された会社名と下部署名欄に記載された会社名が異なると指摘する。

販売確認書は「販売確認」と題する書面であり「買主」欄には、「ドニー国際貿易集団公司」（原文は「**DONY INTERNATIONAL GROUP U. S. A**」との記載があり「買主」欄の次の行には「住所」欄として、「74-16 グランド通りエルムハーストNY市〒11373 NY州合衆国」との記載があり、その次の行には、「TEL」欄及び「FAX」欄として、米国の電話番号及びFAX番号が記載されている。そして、下部買主署名欄には、横長の長方形の枠で囲まれた捺印がされ、枠内の上段には「東尼国際貿易集団公司」との記載があり、下段には「東尼国際貿易集団公司」の英訳として「**DONY INTERNATIONAL CORP. SHANGHAI OFFICE**」との記載がある。

そうすると、販売確認書の下部買主署名欄の捺印は、ドニー社の上海事務所の印章によるものであり、上段の記載は、ドニー社の中国における名称を記載したものであって、下段の記載は、ドニー社の上海事務所である旨を注記したものにすぎないと理解することができるから、「買主」欄の記載と、下部買主署名欄の捺印に英訳として付記されたドニー社の上海事務所である旨の注記とが「GROUP」の部分と「CORP」の部分とで相違するとしても、その程度の相違をもって、販売確認書全体の信用性が左右されるものでないことは明らかである。

(イ) 原告は、販売確認書には販売商品の積出港が上海港である旨の記載があるが、溧陽社は広東省深圳市所在の深圳社から溧陽社商品を購入したものであるから、香港の港から輸出されるのが自然であり、遠く離れた上海から輸出する必然性はないと主張する。

しかし、溧陽社商品を深圳社から購入して米国に輸出する溧陽社は、中国の

江蘇省に所在するのであり（丙1，上海市は江蘇省の南東部に隣接すると認められる（甲48）から、溧陽社が上海港から輸出することが不合理とはいえず、原告の上記主張は、採用することができない。

（ウ）原告は、8万7069米ドル程度の金額の輸出の決済に米国の銀行でL/C（信用状）が使用されることはあり得ないと主張するが、その事実を認めるに足りる証拠は何ら提出されていない。また、証拠（甲14の2ないし5・7ないし11・13・14）によれば、原告が、中国から我が国に輸入した原告商品の取引において2万6846米ドル（甲14の2）、4万8072米ドル（甲14の3）、2万9537米ドル（甲14の4）、2万4525米ドル（甲14の5）、2万7701米ドル（甲14の7）、2万6550米ドル（甲14の8）、11万6908.55米ドル（甲14の9）、2万1395米ドル（甲14の10）、4万6622.70米ドル（甲14の11）、9万6971米ドル（甲14の13）及び7万5801.05米ドル（甲14の14）の各金額の決済に、米国の銀行の信用状ではないものの、我が国の銀行の信用状を用いているのであるから、米国へ輸出する際の8万7069米ドルの金額の決済に米国の銀行の信用状を使用することはあり得ないと原告の上記主張は、合理的根拠を欠くものである（なお、上記各証拠によれば、甲14の2ないし5のインボイス、甲14の7ないし10のインボイス、甲14の11・13のインボイスに係る各輸入の決済には、それぞれ同一の信用状が使用されたことが認められ、甲14の2ないし5のインボイスに係る金額は合計12万8980米ドル、甲14の7ないし10のインボイスに係る金額は合計19万2554.55米ドル、甲14の11・13のインボイスに係る金額は合計14万3593.70米ドルであり、これらはいずれも8万7069米ドルを上回る。しかし、同様に、丙3の取引と同一の信用状が使用される取引が丙3の取引以外に存在した可能性は否定できないから、8万7069米ドルの取引のみのために信用状を使用したと認めるに足りる証拠もない。）

したがって、販売確認書の取引金額が8万7069米ドルであり、その決済に信用状が使用されたことをもって、販売確認書の信用性がないということはいできない。

ウ 領収証控え（丙6の1ないし5）について

原告は、領収証控え（丙6の1ないし5）の「顧客名称」欄が空欄となっていることを指摘して、上記領収証控えのような文書は、溧陽社内部でいつでも何通でも発行できると主張し、また、これらの文書は、作成日付は違うのに、字体がほぼ同一で、全くぶれがないから、一気にあわてて書き上げたものであると主張する。

しかし、これらの領収証は、それぞれ1個を販売した際のものであると理解

できる記載内容であり、小売り販売に係るものと解されるところ、そのような販売形態の場合に、領収証の宛名欄が空欄であることが、中国における商取引において不合理であると断定する根拠は見出すことができない。また、上記領収証控えの字体がほぼ同一で全くぶれがないとしても、そのことのみをもって、一気にあわてて書き上げたと推認することは困難であるし、各領収証控えの通し番号が、作成日付の相違に対応して、2000年3月28日が「No.298230」、同月30日が「No.298235」、同年4月2日が「No.298241」及び「No.298243」、同月3日が「No.298248」と連続せずに推移していることも考慮すれば、上記領収証控えがすべて信用性を欠くということとはできない。

エ 見本品要求書（丙7）について

原告は、見本品要求書（丙7）の作成日付が平成12年1月7日であること及び製品売買契約書（丙4）の作成日付が同年2月23日であることを指摘し、溧陽社商品の企画から輸出までの期間が約1か月という短期間であって不合理であると主張する。

しかし、見本品要求書（丙7）は、鞆の細かい部分ごとに、その材質、規格及び色を定め、前面ポケット部分については、各部分ごとの寸法を含む詳細な図面を示したものであるから、溧陽社商品の企画の詳細がほぼ確定した段階において、量産のための見本品を要求したものであると推認することができる。

したがって、溧陽社商品の企画から輸出までの期間が約1か月であるとの原告の上記主張は、その前提において誤りがあり、かえって上記（2）ア認定のとおり、溧陽社商品の当初の開発は、平成11年5月に開始されたものと認めるのが相当である。

オ 本件写真（丙9）について

（ア）原告は、本件写真が平成12年4月に撮影されたことを示す客観的証拠はないと主張する。

しかし、溧陽社は、本件写真が平成12年4月に行われた第87回広州交易会の展示会の写真であると述べており（丙9）、本件写真には、「6. 3G15」の番号及び溧陽社の社名が表示された展示区画の表示が写っている。そして、平成12年春開催の中国輸出商品交易会会報名簿編（丙10）には、溧陽社の展示区画の番号が「6. 3G15」であることが記載されており、第87回広州交易会と平成12年春開催の中国輸出商品交易会とは同一である（丙11、弁論の全趣旨）ことからすれば、本件写真は、平成12年4月に撮影されたものと認められる。

（イ）原告は、樹脂素材を使用した鞆の作成は、ナイロン素材による鞆の作成に比して、技術的に高度であるから、樹脂素材を使用した鞆を取り扱うことが

できるのであれば、そのような商品が主な展示商品となるはずであり、展示品の中で、溧陽社商品が唯一の樹脂素材を使用した鞆である様子が写された本件写真は不自然であると主張する。

しかし、樹脂素材を使用した鞆が主な展示商品となるはずであるとする原告の上記主張は、合理的な根拠が示されない憶測である上、本件写真に写された商品のみを前提とすれば、溧陽社の展示において、樹脂素材を使用した鞆の商品数よりも、その他の商品の商品数が圧倒的に多いから、品揃えの少ない樹脂素材を使用した鞆が、主な展示商品となるとは必ずしも認めることができない。しかも、原告の主張によれば技術的に高度であるという樹脂素材を使用した溧陽社商品は、通路に面した壁面の最上部という比較的人目をひく位置に展示されている。

また、原告は、本件写真によれば、溧陽社が、樹脂素材を使用した製品を主として扱える会社でないことは明らかであるから、同社が見本品要求書（丙7）のような指示書を出せるはずがないと主張する。

しかし、本件写真のみから、溧陽社が樹脂素材を使用した製品を主として扱える会社ではないと断定することはできず、仮にそうであるとしても、樹脂素材を使用した製品を主として扱える会社であるか否かと、樹脂製品の製作や製作のための指示書作成の可能性とは、別個の問題であり、樹脂素材を使用した製品を主として扱っていない場合には見本品要求書のような指示書を作成できないとする合理的な根拠もない。

(ウ) 原告は、広州交易会が中国最大の総合輸出商品商談会であるにもかかわらず、本件写真に写された场景は、設備が整っておらず、不自然に粗末な箇所があり、捏造の疑いが強いと主張する。

しかし、本件写真に写された场景の設備は、中国最大の総合輸出商品商談会の一展示区画として、特段不自然であるとは認められないし、平成17年10月に開催された第98回広州交易会の会場を写した写真（丙21）と比較しても不自然な点は認めることができない。

なお原告は平成17年4月に開催された広州交易会の写真として甲50の1ないし5を提出し、本件写真における交易会の様子との差異を強調して、本件写真の不自然さを指摘するところ、撮影の場所及び対象等が大きく異なるこれらの写真から原告主張のように交易会の様子の差異が明確に判断できるものか否かはおくとしても、展示会において、広い展示区画を確保し大規模で派手な設備を使用する出展者もあれば狭い展示区画で、簡易な設備を使用する出展者もあることは、容易に推察できるところであり、甲50の1ないし5の写真と本件写真とにおける交易会の様子に差異があることをもって、本件写真が不自然で捏造であるとは到底認められない。

カ R陳述書（丙11）について

（ア）原告は、香港所在の業者に対して原告商品を販売しており、原告商品と溧陽社商品とでは価格に大きな差があり、原告商品の方が3倍近い高額であるから、溧陽社商品が販売された後になって、原告商品が販売されるはずがないと主張する。

しかし、原告が、溧陽社商品が販売された後に、原告商品を香港所在の業者に販売していたことを認めるに足りる証拠はない。また、原告商品が溧陽社商品の3倍近い高額であるとすれば、溧陽社商品が販売された後に、同一の市場で原告商品を多数販売することは、一般的には困難な面があることは否定し難いが、その品質や付加価値の程度によっては原告商品が販売されることがあり得ないとはいえないから、原告の上記主張には理由がない。

（イ）原告は、Rが、平成12年当時、原告商品に類似する鞆が中国や香港の市場において販売されていたことを知っていた旨のR陳述書（丙11）の記載が、被告らが原告の要求に応じて金型を廃棄するとともに謝罪したと矛盾すると主張する。

しかし、証拠（甲2の1・2、3）によれば、被告アミューズが原告からの警告書を受領した平成15年12月10日現在、被告商品の在庫はなく、以後の生産の予定もなかったことが認められるから、Rが、平成12年当時、原告商品に類似する鞆が中国や香港の市場において販売されていたことを知っていたとしても、被告らが謝罪及び金型の廃棄によって紛争の早期解決を図ろうとすることは十分考えられるところである。

原告は、被告商品の販売による利益が上がっていない段階において、生産及び販売の予定が終了していたとは考えられないと主張する。

しかし、被告アミューズは、原告からの平成15年12月8日付けの警告書（甲2の1）を同月10日に受領し（甲2の2）、同日付けの甲3回答書に「2003年5月に開発し12月10日現在、在庫はございません。またこの商品はスポット商品のため現在開発予定はありません。」との記載をしているのであり、被告アミューズが、この時点で、被告商品の以後の生産及び販売の予定について、甲3回答書に虚偽の記載をしたと考えるべき合理的な理由はない。

したがって、R陳述書の上記記載が、原告の要求に対する被告らの対応と矛盾するとはいえない。

（ウ）原告は、Rが、平成12年当時、原告商品に類似する鞆が中国や香港の市場において販売されていたことを知っていた旨のR陳述書（丙11）の記載が、被告商品の企画に当たって、原告商品に酷似しているかどうかの判断をしなかった旨の被告アミューズの原告に対する甲3回答書の記載と矛盾すると主

張する。

しかし、被告アミューズが、甲3回答書を作成した平成15年12月10日
当時に、R陳述書に記載された、平成12年当時に原告商品に類似する鞆が中
国や香港の市場において販売されていた事実を知っていたと認めるに足りる証
拠はないから、R陳述書の記載内容を被告アミューズが知っていたことを前提
とする原告の上記主張は、その前提において誤りがある。

キ 溧陽社商品が販売されていたことを示す客観的書類が存在しないとの主張
について

原告は、溧陽社が溧陽社商品を米国に輸出した際の客観的書類であって第三
者が作成の過程に関与したものが証拠として提出されていないことを指摘し、
その提出に特別困難な事情はないから、溧陽社商品が平成12年当時に販売さ
れていたとの事実はないと主張する。

しかし、溧陽社は、本件訴訟の当事者ではない中国所在の会社であり、溧陽
社と被告らとを同一視すべき特段の事情を認めるに足りる証拠はなく、被告ら
との間に取引関係があることを認めるに足りる証拠もないから溧陽社作成の書
証が客観的書類でないと断言する根拠はなく、また、原告が指摘する書類を被
告らが溧陽社から取得することが容易であるとも、証拠上認められない。

ク 写真等の偽造が容易であるとの主張について

原告は、被告ティーアイジーが提出した写真（丙2、9、12の1、1
3の1）及びネガの写し（丙12の2、13の2）について、その偽造が極め
て容易であると主張するが、これらが偽造されたものであると認めるに足りる
証拠はなく、原告の上記主張は、一般的な憶測を述べたものにすぎない。

ケ 溧陽社商品は原告商品の販売開始後に開発されたものであるとの主張につ
いて

原告は、溧陽社商品には原告商品を改良したとしか考えられない点が複数み
られるから、溧陽社商品は原告商品の販売開始後に開発されたものであると主
張する。

しかし、原告商品及び溧陽社商品自体からその販売開始時期の先後を判別で
きることを認めるに足りる証拠はなく、上記ア認定のとおり、溧陽社商品は、
原告商品の販売開始前に中国等の市場において販売されていたのであるから、
溧陽社商品が原告商品を改良したものであるとは認められない。

コ 上記アないしケのとおりであるから、溧陽社商品が原告商品の販売前に販
売されていたことを示す書証として提出された丙1、3、5、6の1ないし5、
7、9及び11の信用性に疑問を呈し、溧陽社商品は原告商品の販売開始後に
開発された原告の模倣品であるとする等の原告の上記主張並びにこれと同旨の
Q作成の陳述書（甲57）、同人作成の写真撮影報告書（甲47）及びク라우

ン社作成の報告書（甲 5 8， 5 9）の記載は、いずれも採用することができない。

(4) 判断

上記ア認定の各事実によれば、溧陽社商品は、平成 1 2 年 3 月ころから、中国及び米国の市場において販売されていたと認めるのが相当である。そして、上記(2)ウ認定の各事実によれば、溧陽社商品の形態と原告商品の形態とは、その細部において若干の相違点は認められるものの、基本的形態及び細部形態の重要な点において実質的に同一であるといえることができる（原告も、溧陽社商品は原告商品のデッドコピーであると主張しており、溧陽社商品の形態と原告商品の形態が同一又は実質的に同一であることを認めている。加えて、クラウン社は広東省中山市に所在するのであり（甲 6 0， 6 1）、深圳社が所在する深圳市も広東省内であって、両市とも香港から近い距離に位置する（甲 4 8， 弁論の全趣旨）のであるから、中国で最大手の鞆の製造販売業者であるクラウン社（弁論の全趣旨）は、深圳社の製造する溧陽社商品の存在を当然認識していたものと推認することができる。そうすると、クラウン社は、原告商品の基本的形態及び細部形態の重要な点を独自に開発・商品化したものということとはできないから、原告商品をクラウン社と共同して開発した原告（争いが無い）も、同様に原告商品を自ら開発・商品化したものということとはできない。

したがって、原告は、不正競争防止法 2 条 1 項 3 号の不正競争に当たるとして、損害賠償を請求することができない。

(5) 原告は、原告商品の開発過程において甲 1 5 ないし 3 5 の書面が作成されていることを根拠として、原告商品は原告が自ら開発・商品化したものであると主張する。

これらの書面によれば、原告において、原告商品の完成までに、クラウン社との間で交渉及び調整を行い、全体の構成から細部の仕様までの確定をしていく作業が行われたことが認められるが、前記の事情にかんがみれば、これらの書面によっても、前記認定を覆すには足りないというべきである。

すなわち、甲 1 5 ないし 3 5 の書面の中には、原告商品のファスナー用スライダー引手の形状（甲 1 8 ないし 2 0）、ウエスト固定ベルトの形状（甲 2 3， 2 5）、別紙原告商品目録 3（2）エのシャーリング紐及び携帯電話ホルダーの前面ネットの色（甲 2 4， 3 2）、原告商品の本体の色（甲 2 5， 2 7）、商品タグ（甲 2 5， 2 9， 3 0）、原告商品の本体と携帯電話ホルダーとを連結するカラビナ（甲 2 9）といった原告商品の細部の形態について、決定し、検討の材料を示し、又は修正を依頼するといったものも含まれている。そして、ファスナー用スライダー引手の形状、シャーリング紐及び携帯電話ホルダーの前面ネットの色、原告商品の本体の色、商品タグ並びにカラビナは、原告が模

倣されたと主張する原告商品の基本的形態及び細部形態に含まれないものであるし、ウエスト固定ベルト及びベルトを固定するピンの形状も、その細部は、原告が倣されたと主張する原告商品の形態に含まれないものであるから、上記各書面は、原告商品の細部形態の一部を原告が開発したことを示すとしても、原告が倣されたと主張する形態について原告が開発したことを示すものということはできない。

また、甲15及び16は原告商品全体の形態を、甲17は前面ポケットの形態を、それぞれ図案化したものであると認められるところ、これらの書面によっても、書面に記載された形態を開発するに至るまでの具体的経緯が明らかになるものではなく、前記認定事実に照らせば、原告が原告商品をすべて独自に開発したとまでの評価を導き出すことは困難である。

その余の書面の多くは、見本品を依頼する旨の書面（甲26、33）や、品質管理の改善を要求する旨の書面（甲21）など、開発が終了し、量産体制に入った段階の書面であって、原告がクラウン社と共同で原告商品を独自に開発・商品化したことを基礎付けるものではなく、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

したがって、甲15ないし35の書面は、原告が原告商品の基本的形態及び細部形態の重要な点を自ら開発・商品化したことの根拠となるものではなく、上記(4)の認定を左右するものではないから、原告の上記主張は採用することができない。

2 上記1のとおりであるから、その余の点について判断するまでもなく、原告の不正競争防止法2条1項3号及び4条に基づく請求は いずれも理由がない。

以上によれば、原告の請求は、その余の点を判断するまでもなく、いずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

〔論 説〕

1. この事件は、中国という土地において製作されていた製品が、現地会社が独自に開発し商品化したオリジナル商品といえるものではないから、そのような商品を仕入れてわが国に輸入し販売していたとしても、不競法2条1項3号の「他人の商品の形態を倣した」不正競争行為に該当しないと裁判所が認定したことから、同法4条の損害賠償請求は認められなかった。

したがって、被告商品は原告商品と実質的同一性が認められるものであったが、他人の商品形態の倣は成立しなかった。そのためには、被告は多くの証拠を提出していたと思うが、原告側においてそれを否定するだけの反論や証拠

がなかったことが最大な理由であろう。そこに、不競法事件の困難性の一つがある。

2. ところで、不競法2条1項3号の立法理由については、「他人が資金、労力を投下して開発、商品化した形態」ということがまず挙がるが、それに加えて、「独自性」が重要な要件となっているといえる。即ち、過去に実施化されていたものを見て、再度これに資金、労力を投下して商品化した場合には、「独自性」が認められないから、前記3号の要件を満たさないことになる。その意味では、この独自性の要件は意匠法による登録要件である新規性（客観的創作性）とも共通する要素といえる。

したがって、わが国不競法2条1項3号の規定は英国法やEU法のデザイン法にいう“Unregistered Design Right”と実質的に同一の保護対象といえるのである。^(注)

(注) 拙著「不正競争防止法と商品形態の保護」13頁参照。(最近では、日本工業所有権法学会年報 第29号 205頁 2005年参照)

[牛木 理一]

原 告 商 品 目 録

1 物品名 ショルダー・ヒップバッグ兼用鞆

2 品番 BM-08

3 構成

原告商品は、別添の写真に示す形態からなるもので、肩に掛けるショルダー式又は腰に巻き付けるヒップバッグ式のいずれかを選択して携帯できる鞆であり、次の(1)の基本的形態及び(2)の細部形態の構成からなる。

(1) 基本的形態

原告商品は、次の①ないし④からなる基本的形態を有している。

- ① 上部ファスナー開口を有した横長薄型の合成繊維（ナイロン）製本体と、
- ② 本体前面を覆うように2つ並設され、それぞれが上部テント状布で閉蓋された縦長スコップ形状からなる硬質製前面ポケットと、
- ③ 本体背面の両側辺にそれぞれ固定された三角布同士を互るウエスト固定ベルトと、
- ④ 本体の両側部上方に着脱自在に設けられた一本の肩掛けベルト

(2) 細部形態

原告商品は、次のような細部形態を有している。

- ア 各前面ポケットは、ポケット前面下方から中央付近までに互る縦方向凸条が5本並設される。
- イ 各前面ポケットの上部テント状布は、前面ポケットの正面中央において、テント状布の下端を絞るシャーリング紐の調節用割れ口を有する。
- ウ 各前面ポケットの正面中央付近、外側上方付近及び外側下方付近の3箇所に、二段丸鋸が浮くように設けられている。
- エ 各前面ポケットの中央付近の二段丸鋸には、閉蓋状態にした上部テント状布のシャーリング紐を引っかけることができる。

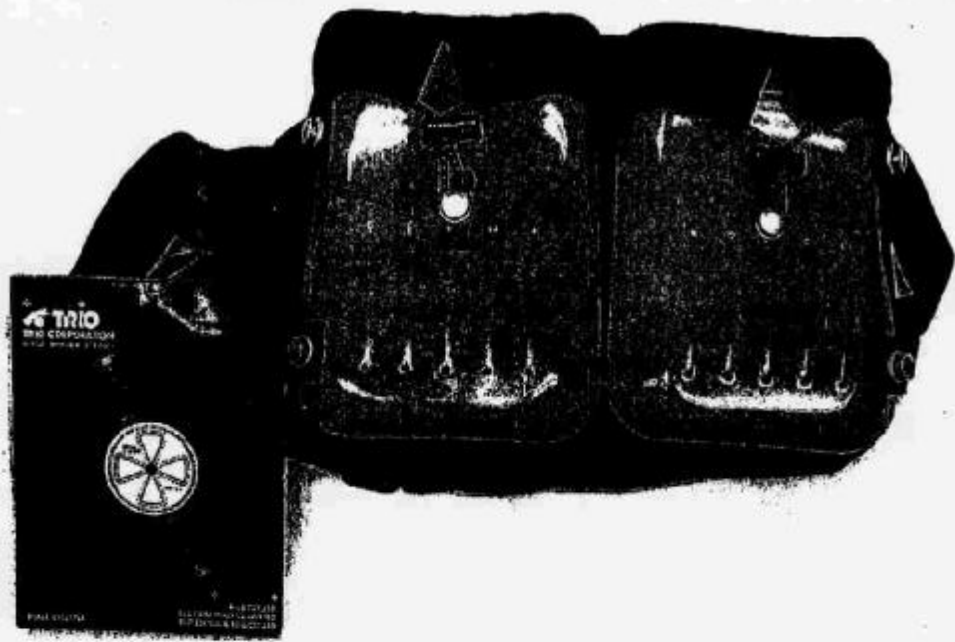
〇〇

- オ 各前面ポケットの一方外側上方及び下方付近の二段丸紙は、三角布の表面先端付近を一端として伸びる二股ベルトの他端をそれぞれ挟着してなる。
- カ ウエスト固定ベルトの三角布は、装着時に体に接する裏面がメッシュ布で覆われる。
- キ 本体背面には、背面全体を覆うファスナー開口式の収納ポケットが、その上下辺のみで固定されている。その左右側辺は、本体に固定されない開放部分となっており、ウエスト固定ベルトの左右の三角布をそれぞれ収納することができる。
- ク 本体上部ファスナー開口は、左右両方向に開口する一対のファスナー操作箇所を有している。
- ケ 本体内部の背面側には、内側面の約3分の2を覆う大きさのメッシュポケットを、中央上部をホック紐で止めることができるようにして1つ設けている。
- コ 本体内部の正面側には、内側面の約3分の2を覆うメッシュポケットを2つ併設してある。

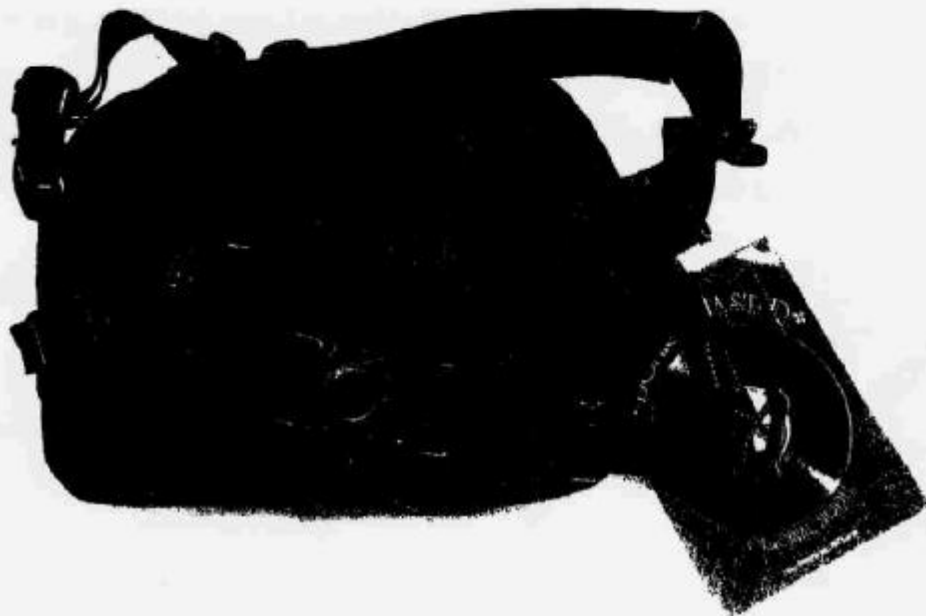
4 写真の簡単な説明

正面図、背面図、平面図、底面図及び右側面図を示す。各図面の上部に図面名を表示する。平面図においては、本体上部ファスナーを開蓋した状態を示す。また、平面図、底面図及び右側面図においては、ウエスト固定ベルトを、本体背面と上部開口ポケットとの間に収納した状態を示す。

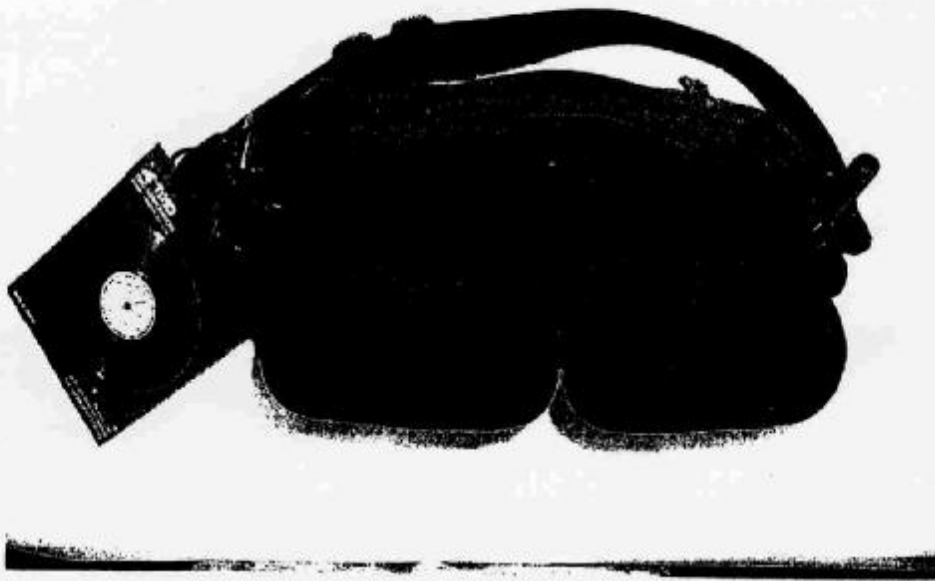
【 正面図 】



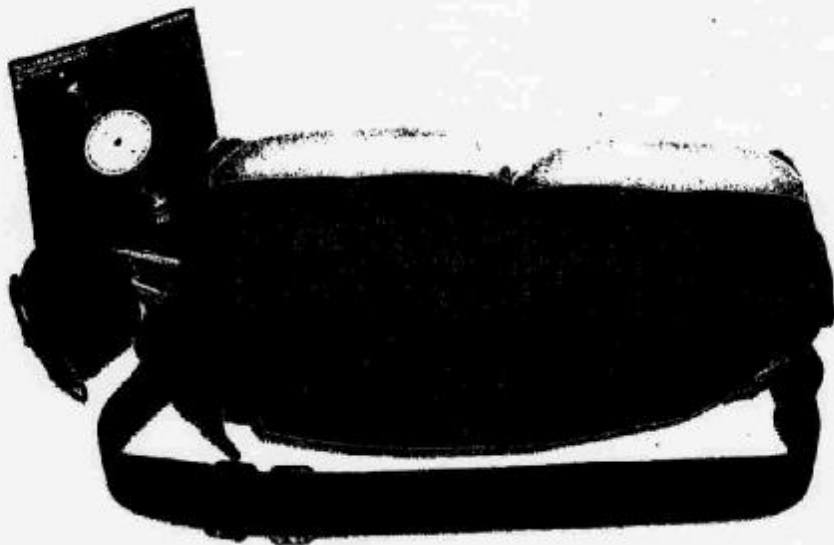
【 背面図 】



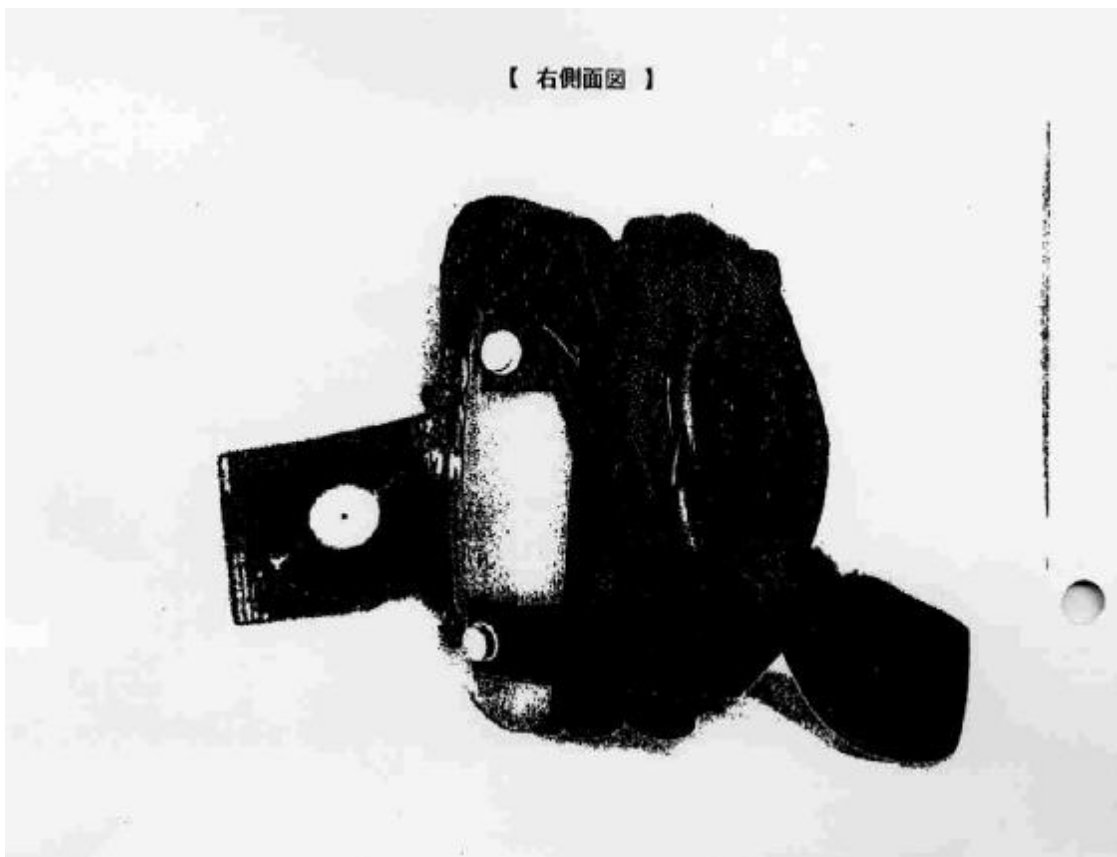
【 平面図 】



【 底面図 】



【 右側面図 】



被 告 商 品 目 録

- 1 物品名 ショルダー・ヒップバッグ兼用鞆
- 2 商品名 ミリタリーメタリックショルダー
- 3 構成

被告商品は、別添の写真に示す形態からなるもので、肩に掛けるショルダー式又は腰に巻き付けるヒップバッグ式のいずれかを選択して携帯できる鞆であり、次の(1)の基本的形態及び(2)の細部形態の構成からなる。

(1) 基本的形態

被告商品は、次の①ないし④からなる基本的形態を有している。

- ① 上部ファスナー開口を有した横長薄型の合成繊維（ポリエステル）製本体と、
- ② 本体前面を覆うように2つ並設され、それぞれが上部テント状布で閉蓋された縦長スコップ形状からなる硬質製前面ポケットと、
- ③ 本体背面の両側辺にそれぞれ固定された三角布同士を亘るウエスト固定ベルトと、
- ④ 本体の両側部上方に着脱自在に設けられた一本の肩掛けベルト

(2) 細部形態

原告商品は、次のような細部形態を有している。

- ア 各前面ポケットは、ポケット前面下方から上方付近までに亘る縦方向凸条が4本並設される。
- イ 各前面ポケットの上部テント状布は、前面ポケットの正面中央において、テント状布の下端を絞るシャーリング紐の調節用割れ口を有する。
- ウ 各前面ポケットの正面中央付近、外側上方付近及び外側下方付近の3箇所に、二段丸鋲が浮くように設けられている。
- エ 各前面ポケットの中央付近の二段丸鋲には、閉蓋状態にした上部テント状

布のシャーリング紐を引っかけることができる。

オ 各前面ポケットの一方外側上方及び下方付近の二段丸衿は、三角布の表面先端付近を一端として伸びる二股ベルトの他端をそれぞれ挟着してなる。

カ ウエスト固定ベルトの三角布は、装着時に体に接する裏面がメッシュ布で覆われる。

キ 本体背面には、背面全体を覆うファスナー開口式の収納ポケットが、その上下辺で固定されている。その左右側辺は、本体に固定されない開放部分となっており、ウエスト固定ベルトの左右の三角布をそれぞれ収納することができる。

ク 本体上部ファスナー開口は、左右両方向に開口する一対のファスナー操作腕を有している。

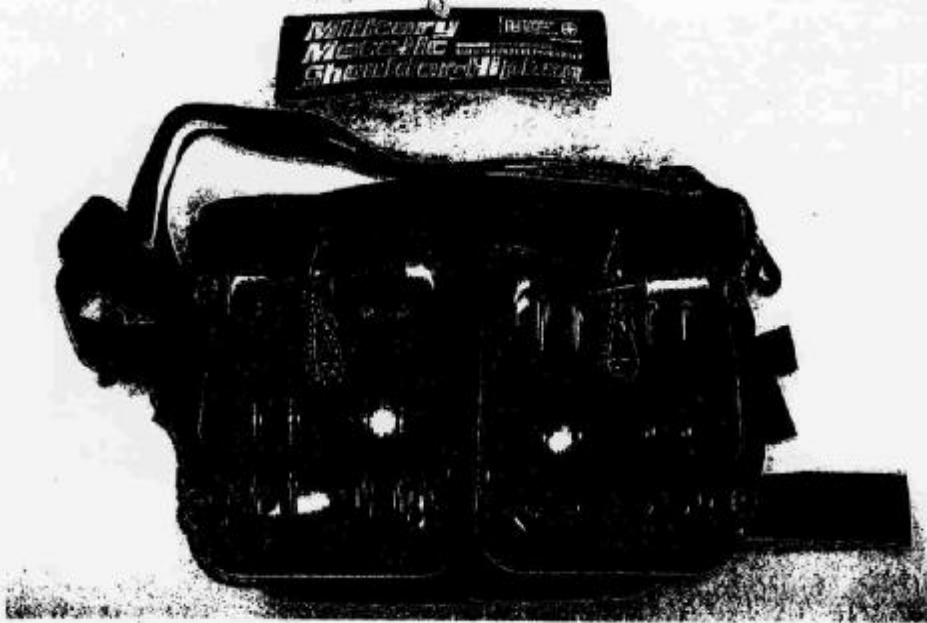
ケ 本体内部の背面側には、内側面の約3分の2を覆う大きさのメッシュポケットを、中央上部をホック紐で止めることができるようにして1つ設けている。

コ 本体内部の正面側には、内側面の約3分の2を覆うメッシュポケットを2つ併設してある。

4 写真の簡単な説明

正面図、背面図、平面図、底面図及び右側面図を示す。各図面の上部に図面名を表示する。平面図においては、本体上部ファスナーを開蓋した状態を示す。また、平面図、底面図及び右側面図においては、ウエスト固定ベルトを、本体背面と上部開口ポケットとの間に収納した状態を示す。

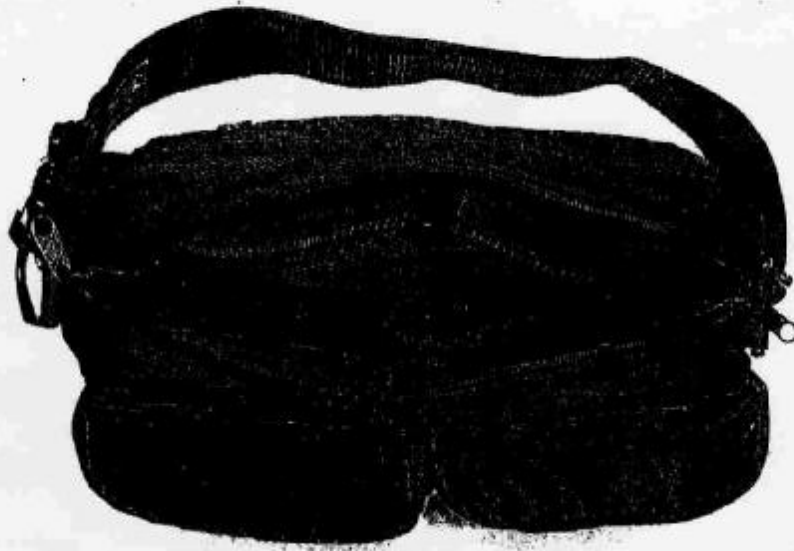
【 正面図 】



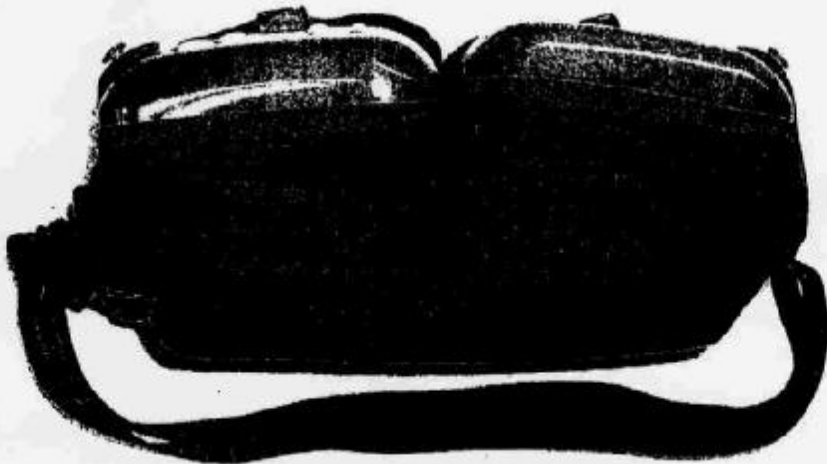
【 背面図 】



【 平面図 】



【 底面図 】



【 右側面図 】



深陽社商品目録

1 物品名 ショルダー・ヒップバッグ兼用靴（「2000型両用包」）

2 構成

深陽社商品は、別添の写真に示す形態からなるもので、肩に掛けるショルダー式又は腰に巻き付けるヒップバッグ式のいずれかを選択して携帯できる靴であり、次の(1)の基本的形態及び(2)の細部形態の構成からなる。

(1) 基本的形態

深陽社商品は、次の①ないし④からなる基本的形態を有している。

- ① 上部ファスナー開口を有した横長薄型の合成繊維（ナイロン）製本体と、
- ② 本体前面を覆うように2つ並設され、それぞれが上部メッシュ布で閉蓋された縦長スコップ形状からなる硬質製前面ポケットと、
- ③ 本体背面の両側辺にそれぞれ固定された三角布同士を亘るウエスト固定ベルトと、
- ④ 本体の両側部上方に着脱自在に設けられた一本の肩掛けベルト

(2) 細部形態

深陽社商品は、次のような細部形態を有している。

- ア 各前面ポケットは、ポケット前面下方から上方付近までに亘る縦方向凸条が2本並設される。
- イ 各前面ポケットの上部メッシュ布は、前面ポケットの正面中央において、メッシュ布の下端を絞るシャーリング紐の調節用割れ口を有する。
- ウ 各前面ポケットの正面中央付近、両側上方付近及び両側下方付近の5箇所に、二段丸鋸が浮くように設けられている。
- エ 各前面ポケットの中央付近の二段丸鋸には、閉蓋状態にした上部メッシュ布のシャーリング紐を引っかけることができる。
- オ 各前面ポケットの一方外側上方及び下方付近の二段丸鋸は、三角布の表面

先端付近を一端として伸びる二股ベルトの他端をそれぞれ挟着してなる。

カ ウエスト固定ベルトの三角布は、装着時に体に接する裏面がメッシュ布で覆われる。

キ 本体背面には、背面全体を覆うファスナー開口式の収納ポケットが、その上下辺のみで固定されている。その左右側辺は、本体に固定されない開放部分となっており、ウエスト固定ベルトの左右の三角布をそれぞれ収納することができる。

ク 本体上部ファスナー開口は、左右両方向に開口する一対のファスナー操作籠を有している。

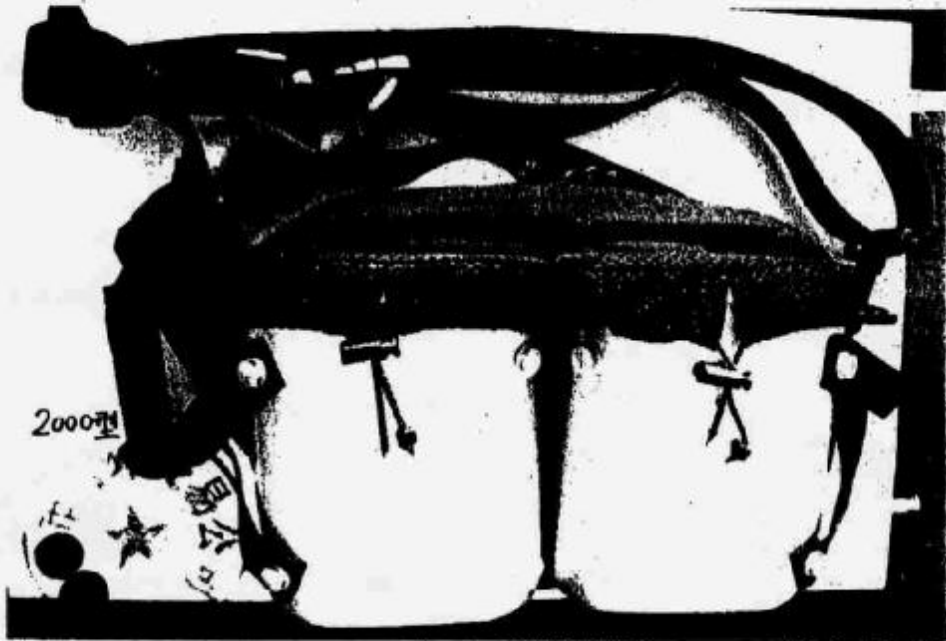
ケ 本体内部の背面側には、内側面の約3分の2を覆う大きさのメッシュポケットを、中央上部をホック紐で止めることができるようにして1つ設けている。

コ 本体内部の正面側には、内側面の約3分の2を覆うメッシュポケットを2つ併設してある。

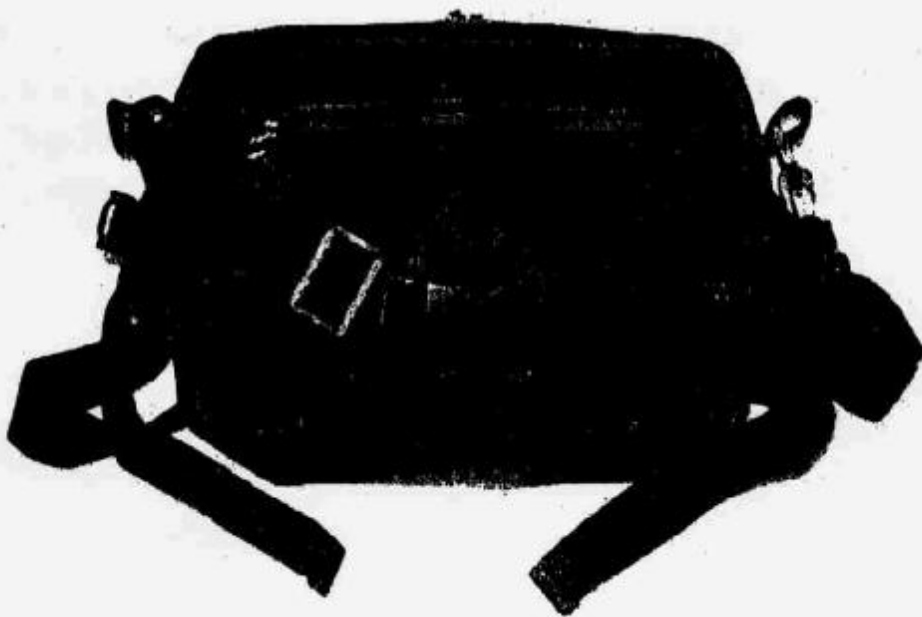
3 写真の簡単な説明

正面図、背面図、平面図、底面図及び右側面図を示す。各図面の上部に図面名を表示する。平面図においては、本体上部ファスナーを開蓋した状態を示す。また、平面図、底面図及び右側面図においては、ウエスト固定ベルトを、本体背面と上部開口ポケットとの間に収納した状態を示す。

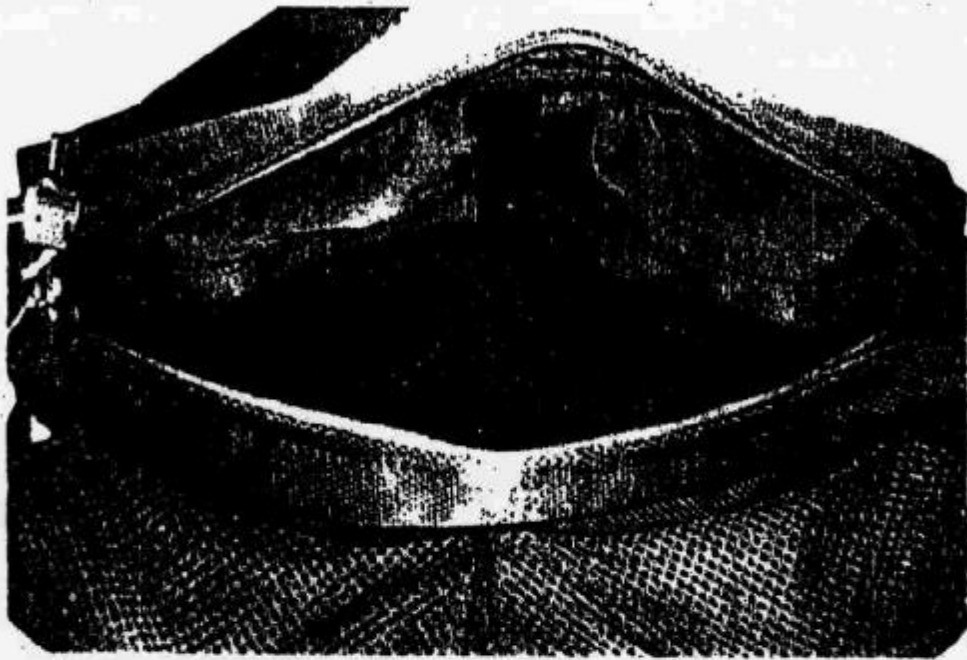
【正面図】



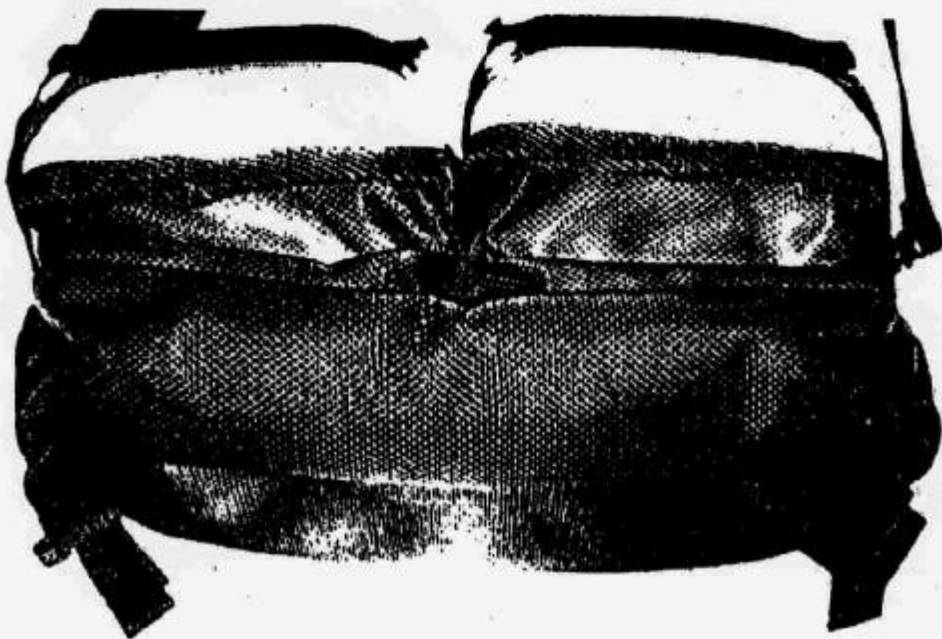
【背面図】



【平面図】



【底面図】



【右側面図】

